

重要土地等調査法に関する回答

| 質問内容 | 回答 |
|--|---|
| <p>(1)【質問2「情報収集について」全般】</p> <p>情報収集の実施状況について、基本方針に基づいて公表するとのことであるが、その時期も内容も検討中との答弁であった。2024年2月16日に開催された第7回ヒアリングにおいても同じ答弁がなされている。第8回ヒアリングに参加した国会議員、地方自治体議員、市民から実施状況が不透明であるとして、公簿等の情報収集の実施状況を含め公表された段階で速やかに公表結果を通知してもらいたい旨の要望があった。</p> <p>要請：どの公簿を何件収集したのかも含めて、措置の実施状況を公表した段階で速やかに次の事務所へ通知するとともに、内閣府のLINEにおいても通知していただきたい。この件について、対応をしていただけるかを回答してください。</p> | <p>指定した区域における調査等の概要の公表の具体的な方法等については、検討中です。</p> |
| <p>(2)【事前質問2(8)機能阻害行為を判断する情報について】</p> <p>公簿収集によって土地等の利用者の個人情報把握にあたって、本籍と性別まで収集することは機能阻害行為を把握するうえで必須ではないとの意見が多数あった。本籍や性別に関する情報を収集することは被差別部落出身者やLGBTQプラスへの差別に繋がる行為であるとの参加者からの訴えをうけて、情報収集項目から除外することを持ち帰って検討することになった。</p> <p>要請：公簿等の収集において本籍および性別の収集はしないことを検討していただき、検討結果をご回答願いたい。</p> | <p>本籍及び性別は、土地等利用状況調査において、土地等の利用者を特定する上で必要不可欠な情報の一つであり、重要土地等調査法第7条第1項に基づき関係行政機関の長等に提供を求めることのできる情報として、同項に基づく政令に規定しているものです。</p> <p>いずれにしましても、収集した情報については、個人情報保護法等に基づき適切に管理してまいります。</p> |

(3) 【事前質問 2(9) 届け出について】

特別注視区域の事前届け出義務について「不動産業者が入らない個人間の取引では事前審査のことがわからずに届け出ない場合がある」など、区域内の住民に周知されていない現状がある。区域対象の自治体や市民から住民説明会の要望が多数寄せられているにも関わらず、「する必要がない」一辺倒の回答に対し国会議員や地方自治体議員、参加市民から疑問の声が上がり、改めて住民説明会の開催要求があった。住民説明会は一斉でなく順次開催することも可能ではないかとの意見も含め、要望を持ち帰って再検討することになった。また、住民説明会の開催を要望している地方自治体の数を教えて欲しいとの会場からの要望があり、持ち帰って回答することになった。

要請 1: 住民説明会の開催を求めた地方自治体の数を調査し、ご回答願いたい。

要請 2: 住民説明会の実施を再検討していただき、検討結果をご回答願いたい。

地方自治体においては、これまでも様々な場面で様々な意見が出されているものと承知しており、内閣府としてその内容を網羅的には把握することは困難です。

また、令和 4 年 9 月に開設したコールセンターにて地域住民の方々や事業者からの個別の問合せなどには丁寧に対応しております。更に、各地方公共団体や関係業界団体などの協力もいただき、リーフレットの配布に加え広報誌やチラシ（お知らせペーパー）なども活用しているほか、令和 6 年 6 月 26 日より内閣府のホームページにおいて、「重要土地ウェブ地図」を公開しているところです。

こうしたきめ細やかな施策により対応しており、内閣府としては、住民説明会の実施は考えておりません。